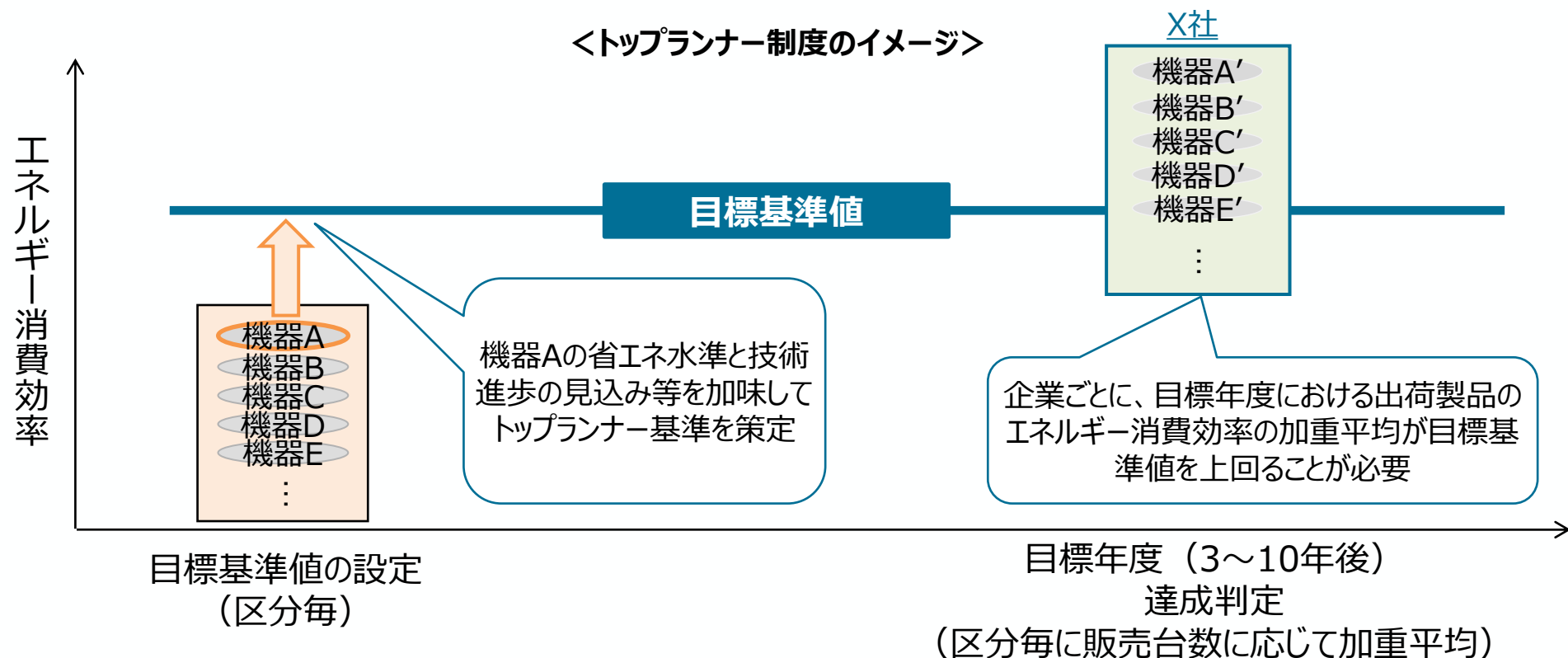


目標基準値の策定方針と 今後必要となる取組について (案)

トップランナー制度による規制の概要

- 省エネ法に基づき、製造事業者や輸入事業者に対して、目標年度までにエネルギー消費効率の目標達成を求めている。
- 未達成の製造事業者等には、相当程度のエネルギー消費効率の改善を行う必要がある場合に勧告、公表、命令、罰則（100万円以下）の措置がとられる。



(参考) 目標基準値の設定に係る基本的な考え方

＜「特定機器に係る性能向上に関する製造事業者等の判断基準の策定・改定に関する基本的考え方について」＞

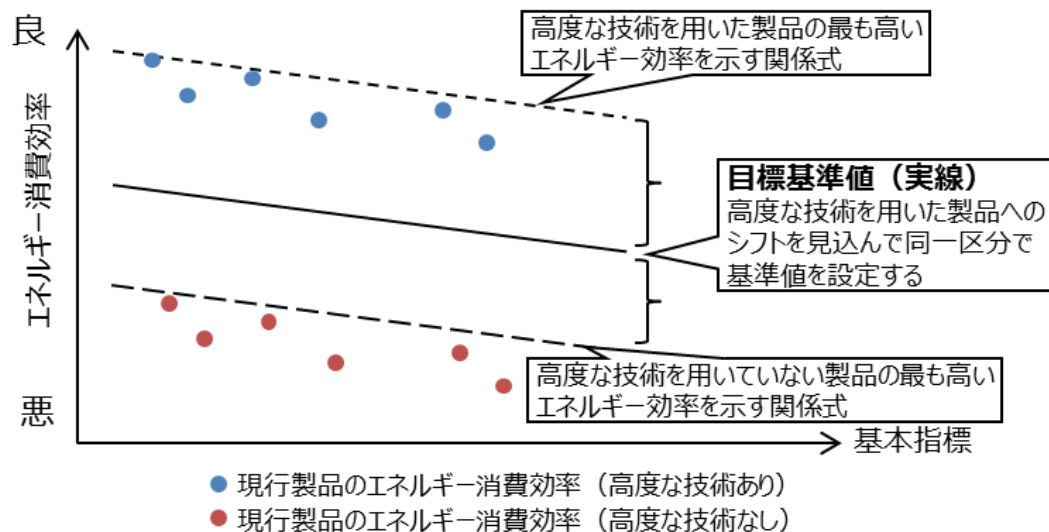
(抜粋)

原則3. 目標基準値は、同一のエネルギー消費効率を目指すことが可能かつ適切な基本指標の区分ごとに、1つの数値又は関係式により定める。

原則5. 高度な省エネ技術を用いているが故に、高額かつ高エネルギー消費効率である機器等については、区分を分けることも考え得るが、製造事業者等が積極的にエネルギー消費効率の優れた製品の販売を行えるよう、可能な限り同一の区分として扱うことが望ましい。

原則6. 1つの区分の目標基準値の設定にあたり、特殊品は除外する。ただし、技術開発等による効率改善分を検討する際に、除外された特殊品の技術の利用可能性も含めて検討する。

原則5のイメージ



(参考) ガス温水機器の次期基準における区分

2-2. ガス温水機器の次期基準における区分設定 (案)

- 2025年度基準では、エネルギー消費効率に影響がある機能であり、かつ消費者ニーズの代表性を有する要素である、使用用途の種別、通気方式、循環方式、給排気方式に基づき、4区分を定めている。
- これら要素に従った出荷台数実績について、2025年度基準策定時に参照した2016年度実績値と、2022年度実績値を比較すると、区分ごとの出荷台数の傾向に大きな差異はない。
- 区分ごとの出荷傾向が変わらないことから、次期基準においても2025年度基準と同様の4区分とする。

<2025年度基準における区分毎の出荷台数>

ガス温水機器の種別	通気方式	区分名	上段：出荷台数（台） 下段：総出荷台数に占める出荷比率	
			2016年度	2022年度
ガス瞬間式	自然通気式	I	328,370 (11.0%)	252,478 (7.8%)
	強制通気式	II	1,028,006 (34.5%)	1,106,186 (34.3%)
ガスふろがま (給湯付のものであつて強制通気式のもの)		III	1,228,309 (41.2%)	1,450,531 (45.0%)
ガス暖房機器 (給湯付のもの)		IV	395,372 (13.3%)	412,977 (12.8%)

目標基準値の策定方針

- 次期基準における目標基準値は、区分毎に、住宅の特徴等による潜熱回収型給湯器の導入制約を調査・分析した結果を踏まえた将来の最大限の導入ポテンシャルに基づいて設定する方針としている。
- よって、目標基準値については、2022年度の出荷実績における従来型及び潜熱回収型それぞれのエネルギー消費効率のトップランナー値（TR値）に対し、区分毎に算出した目標年度における潜熱回収型給湯器の導入ポテンシャルを用いて加重調和平均値を算出し、これを目標基準値として設定することとする※。

※ 区分Ⅰについては潜熱回収型給湯器が存在しないため、2022年度実績におけるTR値を採用する。

- また、導入ポテンシャルについては、将来の目標年度時点における、世帯構成や区分毎の出荷台数等を推計した上で、新築／既築、戸建／集合、賃貸／分譲といった住宅の特徴に応じた潜熱回収型給湯器の導入制約を評価し、設定することとする。

目標基準値（区分毎に設定）



潜熱回収型給湯器の将来の最大限の導入ポテンシャル値を使用

- ・ 目標年度時点における区分別・住宅の特徴別の出荷台数（世帯構成等の推計を踏まえ設定）に、区分ごとに潜熱回収型の導入制約を考慮して設定

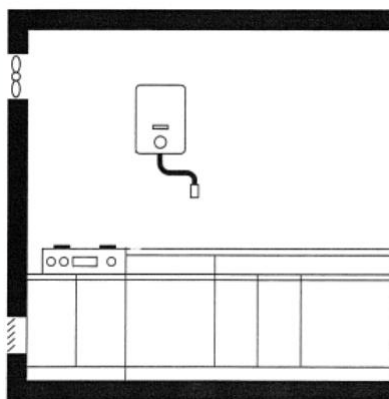
目標基準値の設定（区分Ⅰ）

- 区分Ⅰについては、潜熱回収型給湯器が存在しない。そのため、TR値を目標基準値とする。

（区分Ⅰ）目標基準値

77.6 %

＜主な形状例＞



＜特徴＞

- 流し台上の壁面等に設置する例が多い。
- 室内の空気を利用し、燃烧した排ガスは室内に排気。
- 設置及び構造上等の制約により、潜熱回収型給湯器は存在しない。

出典）株式会社パロマ

目標基準値の設定（区分Ⅱ）

- 従来型・潜熱回収型それぞれにおいて、特殊品※を除いた最も効率の高い機器のエネルギー消費効率と、潜熱回収型給湯器の導入ポテンシャルを用い、区分Ⅱの目標基準値を設定する。

※ 除外する特殊品についてはP11参照

- なお、区分Ⅱ（ガス瞬間湯沸器・強制通気式）には、設置上の制約などにより、構造に起因してエネルギー消費効率に差が生じる製品（例：壁貫通型、壁組込型等）が存在。現行基準ではそれぞれのエネルギー消費効率の違いを構造係数として勘案して設定しており、新基準でも同様に扱う。

➤ 区分Ⅱの目標基準値

= 「潜熱回収型トップ効率（①）」と「従来型トップ効率（②）」の加重調和平均値

- 加重調和平均値の算出においては、潜熱回収型給湯器の導入ポテンシャルを使用。

① 潜熱回収型トップ効率
（区分Ⅱ・標準品）

92.0%

② 従来型トップ効率
（区分Ⅱ・標準品）

82.5%

③ 潜熱回収型導入ポテンシャル
（区分Ⅱ全体におけるシェア）

（検討中）

目標基準値の設定（区分Ⅲ）

- 従来型・潜熱回収型それぞれにおいて、最も効率の高い機器のエネルギー消費効率と、潜熱回収型給湯器の導入ポテンシャルを用い、区分Ⅲの目標基準値を設定する。
- なお、区分Ⅲ（ガスふろがま）には、設置上の制約などにより、構造に起因してエネルギー消費効率に差が生じる製品（例：壁貫通型等）が存在。現行基準ではそれぞれのエネルギー消費効率の違いを構造係数として勘案して設定しており、新基準でも同様に取り扱う。

➤ 区分Ⅲの目標基準値

= 「潜熱回収型トップ効率（①）」と「従来型トップ効率（②）」の加重調和平均値

➤ 加重調和平均値の算出においては、潜熱回収型給湯器の導入ポテンシャルを使用。

① 潜熱回収型トップ効率
（区分Ⅲ・標準品）

92.5%

② 従来型トップ効率
（区分Ⅲ・標準品）

82.5%

③ 潜熱回収型導入ポテンシャル
（区分Ⅲ全体におけるシェア）

（検討中）

目標基準値の設定（区分Ⅳ）

- 従来型・潜熱回収型それぞれにおいて、最も効率の高い機器のエネルギー消費効率と、潜熱回収型給湯器の導入ポテンシャルを用い、区分Ⅳの目標基準値を設定する。

➤ 区分Ⅳの目標基準値

= 「潜熱回収型トップ効率（①）」と「従来型トップ効率（②）」の加重調和平均値

➤ 加重調和平均値の算出においては、潜熱回収型給湯器の導入ポテンシャルを使用。

① 潜熱回収型トップ効率
（区分Ⅳ・標準品）

93.0%

② 従来型トップ効率
（区分Ⅳ・標準品）

83.8%

③ 潜熱回収型導入ポテンシャル
（区分Ⅳ全体におけるシェア）

（検討中）

(参考) ガス温水機器の次期目標基準値の策定方針

2. ガス温水機器の次期目標基準値の策定方針（案）

- ガス温水機器の2025年度基準の目標基準値については、技術開発によるエネルギー消費効率の改善余地が小さい状況であったことから、従来型機器及び潜熱回収型機器それぞれについて、当時のエネルギー消費効率のトップランナー値（TR値）を用い、当時の潜熱回収型機器の普及率（出荷台数に占める潜熱回収型機器の割合）を踏まえて目標基準値を設定した。
- 次期基準においては、潜熱回収型機器の導入に意欲的な業界の意向も鑑み、区分毎に、住宅の特徴等による潜熱回収型機器の導入制約を調査・分析しつつ、将来の最大限の導入ポテンシャルに基づいた目標基準値を設定することとしたい。
 - － 普及率の設定にあたっては、別途検討を進めている給湯器を念頭にした機器の省エネ・非化石転換に向けた議論の進捗・検討状況との整合性にも留意する。

今後必要となる取組について

- 次期基準における目標基準値は、潜熱回収型給湯器の最大限の導入ポテンシャルに基づいて設定されるため、意欲的な数値となる見込み。
- 前回の判断基準WGでは、委員やオブザーバーから以下の意見をいただいた。
 - 潜熱回収型機器の導入に関して、市場がネック。
 - 市場導入率や浸透率で考える場合は、消費者を含めて、何らかの啓発が必要。
 - 製造事業者だけでは解消できない課題もあり、流通事業者、消費者への周知や導入支援、自治体等への働きかけなども、検討が必要。
- 上記課題解決のため、本日は、最終消費者に至る過程において、効率的な給湯器が選択されるよう、国、製造事業者、その他関連する事業者においてどのような取組が必要と考えられるか、ご議論いただきたい。

◆ 国による取組の例

- ✓ 関連事業者が消費者に対して提供するべき給湯器の省エネ情報を整理し、関連事業者による説明の実施を促す
- ✓ 地方公共団体におけるドレン排水の取扱いに関する情報提供

◆ 製造事業者による取組の例

- ✓ 潜熱回収型給湯器等の更なる量産による、従来型給湯器との価格差縮減
- ✓ 流通・販売事業者等に対する潜熱回収型給湯器等についての周知説明

(参考) 特殊品について

(参考) 特殊品

- 今回の検討において、原則 6 に基づき、区分Ⅱの目標基準値の設定にあたり、特殊品として除外するものは以下のとおり。

原則 6. 1つの区分の目標基準値の設定にあたり、特殊品は除外する。ただし、技術開発等による効率改善分を検討する際に、除外された特殊品の技術の利用可能性も含めて検討する。

出所)「特定機器に係る性能向上に関する製造事業者等の判断基準の策定・改定に関する基本的考え方について」

区分Ⅱの目標基準値の設定にあたり特殊品として除外するもの

特殊品とするもの	特殊品とする理由
騒音対応製品 (標準品・従来型の一部)	低騒音の製品要望があり、バーナ数を増して燃焼音を下げたタイプ。バーナ部に接合する熱交換部も広げたため副次的に伝熱面積が大きくなった特殊な機器。
ふろがまタイプ共有製品 (標準品・潜熱回収型の一部)	給湯付ふろがまタイプの製品(区分Ⅲ)と各種部品等を共有しており、給湯付ふろがまのふろ用パイプが除去された部分が伝熱面に置き換わることで副次的に伝熱面積が大きくなった特殊な機器である。
狭小部への設置対応製品 (壁組込型・従来型の一部)	奥行が狭い狭小部へ設置するため、当該機器のみの専用の薄型バーナや熱交換器を開発したことにより、他機種への共用を考慮せず過剰空気率を限界まで下げることができ、副次的に熱効率が上昇した特殊な機器。
給排気管延長製品 (FF式・従来型の一部)	給気管と排気管を用いて給排気延長する屋内設置の機器であるため、バーナ数を増して基準に適合する燃焼の余裕度を持たせた。バーナ部に接合する熱交換部も広げたため副次的に伝熱面積が大きくなった特殊な機器。
排気管延長製品 (FE式・従来型の一部)	排気筒を用いて排気延長する屋内設置の機器であるため、バーナ数を増して基準に適合する燃焼の余裕度を持たせた。バーナ部に接合する熱交換部も広げたため副次的に伝熱面積が大きくなった特殊な機器。